

自然エネルギー普及・拡大に向けて

2011年12月
自然エネルギー協議会

7月13日(水)

自然エネルギー協議会 設立

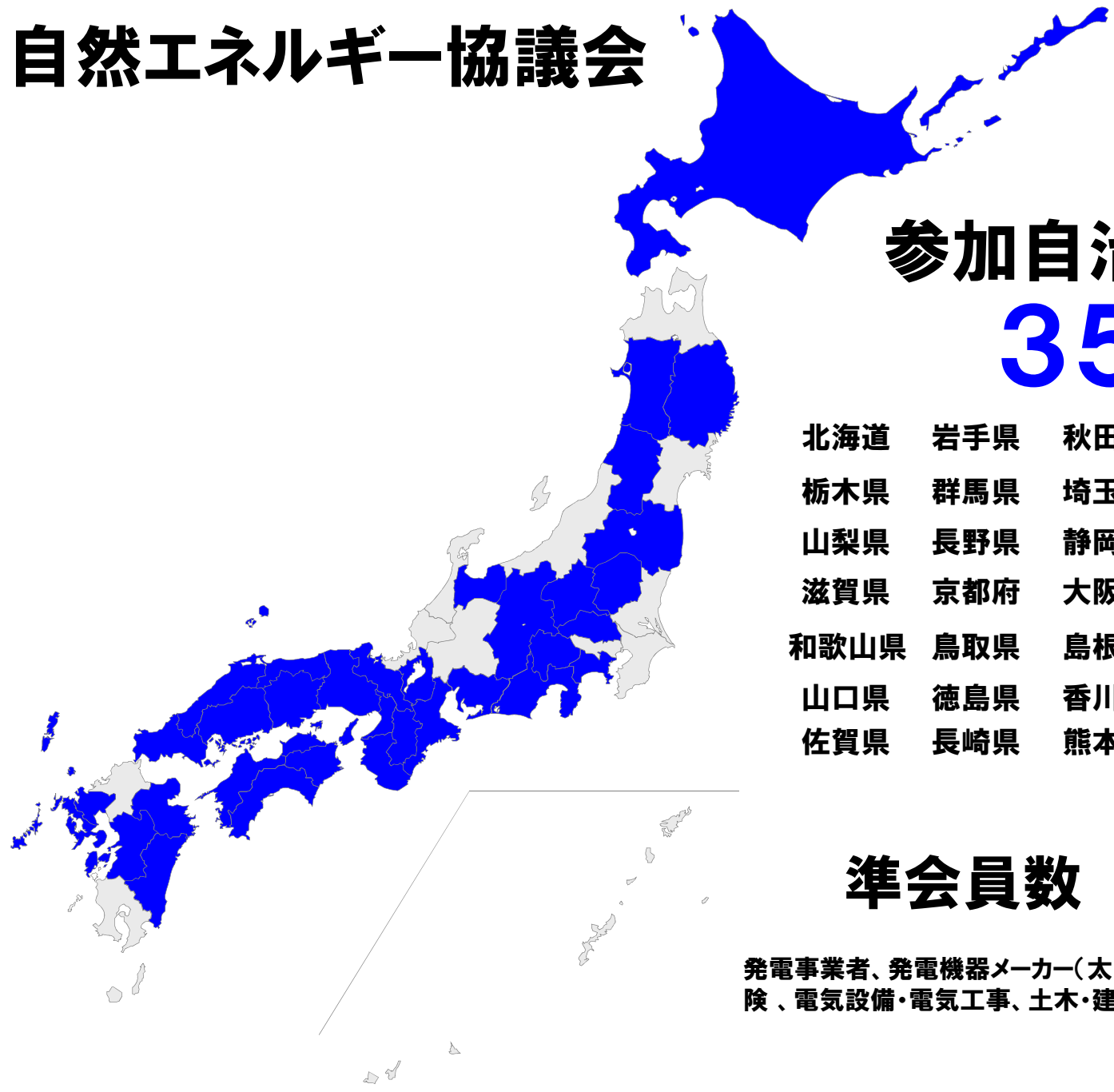
設立趣旨

「自然エネルギー協議会」は、自然エネルギーの普及・拡大を目的に2011年7月13日に設立した協議会です。太陽光発電、風力発電、地熱発電など、自然エネルギーの必要性がこれまで以上に高まっている昨今、本協議会は、地方公共団体を中心に企業・団体が連携することで、自然エネルギーの普及・拡大をさらに加速させることを目指します。

自然エネルギー協議会ホームページ

<http://t.co/ziF3Tyl>

自然エネルギー協議会



参加自治体数(正会員)

35 / 47

- | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|
| 北海道 | 岩手県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 |
| 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 神奈川県 | 富山県 |
| 山梨県 | 長野県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 |
| 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 |
| 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 |
| 山口県 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 |
| 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 |

準会員数 180法人

発電事業者、発電機器メーカー(太陽光パネル、風車等)、金融・保険、電気設備・電気工事、土木・建設、保守・運用・システム、その他

役員

会長



岡山県知事
石井 正弘

幹事



秋田県知事
佐竹 敬久

副会長



神奈川県知事
黒岩 祐治

幹事



長野県知事
阿部 守一

副会長



徳島県知事
飯泉 嘉門

幹事



佐賀県知事
古川 康

第1回総会

2011年7月13日

～秋田宣言～

自然エネルギーの普及・拡大にむけて



第2回総会

2011年11月21日

自然エネルギーの推進への緊急提言



閣僚訪問



環境大臣



農林水産大臣



内閣府特命担当大臣

出典:ustream, softbank

‘自然エネルギー推進への緊急提言’

1. 意欲的な目標値の設定
2. 全量買取制度の効果的な制度設計
3. 地域の意見反映
4. 送電網への接続義務の徹底と付随措置
5. 技術開発の推進
6. 規制改革の推進

自然エネ普及の大前提

規制改革 重点要望一覧

区分	内容	関係法令等	所轄官庁
太陽光発電	太陽光発電設備に係る工場立地法上の生産設備面積規制の緩和	工場立地法	経済産業省
	太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する建築基準法及び消防法上の取扱いの明確化	建築基準法 消防法	国土交通省 総務省
地熱発電	地熱発電設備に関するボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	電気事業法	経済産業省
小水力発電	水利権の許可手続きの合理化	河川法	国土交通省
	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	電気事業法	経済産業省
バイオマス発電	木質バイオマスの利用に係る廃棄物処理法の規制緩和	廃棄物処理法	環境省
風力発電	洋上風力発電に関する環境整備	電気事業法 建築基準法など	経済産業省 国土交通省
共通項目	農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	農地法 森林法など	農林水産省
	補助事業で取得した財産の有効利用に係る手続き等の簡素化		農林水産省など
	電気主任技術者の配置要件の緩和	電気事業法	経済産業省
	国有林野における許可要件・基準の見直し	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項 林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」 再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係法令等	農林水産省 農林水産省

工場立地法



メガソーラーは
生産施設(工場)扱い

敷地面積の
50%以下に設置制限
20%以上の緑地設置

メガソーラーでの敷地面積率の緩和を

区分	内容	要望	関係法令等	所轄官庁
太陽光発電	太陽光発電設備に係る工場立地法上の生産施設面積規制の緩和	・面積割合の規制(敷地面積50%以下、緑地面積20%以上)を緩和する。	工場立地法第6条等	経済産業省

農地法



【農地面積100ha以上での実施事例】
**ウインドファームとしての
農地転用は全体の0.1%**

**農家にとっては副収入
(売電収入など)**

大規模農地での風力発電の解禁を

区分	内容	要望	関係法令等	所轄官庁
共通項目	農地(甲種・1種農地)の 転用許可要件の緩和	・風力発電施設は必要敷地面積が限定的であり、農業と共存が可能であるため、農地の甲種・1種についても、地域で推進すべき位置づけの事業は転用許可要件に追加する。	農地法第5条2項、 同施行規則第35 条・第37条	農林水産省

国有林法



山間地での発電では国有林を通じた
長距離送電になる場合がある

国有林野の円滑な貸付が必要

区分	内容	要望	関係法令等	所轄官庁
共通項目	国有林野における許可要件・基準の見直し	<p>① 国有林野において、「全量電気事業者及び卸電力取引所に売電する」地熱発電事業を営めるように、「林野庁の通知」に定める現行の貸付要件のうち、売電先・量にかかる規制を修正すること。</p> <p>② 「林野庁の通知」に定める貸付要件を修正し、国有林野において、「蒸気供給事業者が蒸気供給のみ実施し、発電事業は他の事業主体が実施する」事業形態(以下、「蒸気・発電分離方式」)で地熱発電事業が営めるようにすること。</p> <p>③ 上記、①②が実施可能となるよう、国有林野の貸付手続上の規制となっている「財務省の令」、「財務省・林野庁の協議」を併せて修正すること。</p> <p>④ 保安林解除手続の迅速化。</p>	<p>国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項 林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」</p>	<p>林野庁 財務省</p>

その他・規制改革 重点要望一覧

区分	内容	要望	関係法令等	所轄官庁
太陽光発電	太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する建築基準法及び消防法上の取扱いの明確化	・太陽光発電設備に不可欠な機器類を収納する建築物について、再生可能エネルギー法施行規則において十分な安全性が確保される基準を定め、建築基準法が適用される建築物から除外する。	建築基準法 消防法	国土交通省 総務省
地熱発電	地熱発電設備に関するボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	・温泉発電設備(小型バイナリー発電)について、他の小型汽力発電(300kW未満)と同様にボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする。	電気事業法	経済産業省
小水力発電	水利権の許可手続きの合理化	・既存の水利権の範囲内で行う小水力発電施設の設置については、新たな水利権の許可の対象外とし、設置届け出のみとする。	河川法	国土交通省
	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	・ダム水路主任技術者について、電気主任技術者と同様に外部委託を認める。 ・高さ70m未満のダム又は588kPa未満の導水路に200kW以上の設備を設置する場合、ダム水路主任技術者は高卒以上で土木工学を履修して卒業した者、又は第2種ダム水路主任技術者と同様以上の知識と技能を持つ者でも可能とする。	電気事業法	経済産業省

その他・規制改革 重点要望一覧

区分	内容	要望	関係法令等	所轄官庁
バイオマス発電	木質バイオマスの利用に係る廃棄物処理法の規制緩和	・建築廃材などが混入されていない木材の燃焼灰については、草木灰と同様に廃棄物処理法の対象外とする。	廃棄物処理法	環境省
風力発電	洋上風力発電に関する環境整備	・洋上風力発電設備の支持物について建築基準法の適用対象から除外とする。 ・洋上風力発電設備の支持物について建築基準法の対象となるが、洋上風力発電設備には作業員が常駐せず、周辺に建築物等が存在せず、倒壊のおそれがないことから建築基準法の適用対象外とする。	建築基準法 電気事業法など	経済産業省 国土交通省
共通項目	農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	・耕作放棄地等を活用した太陽光発電施設の設置に係る規制緩和。 ・農業者の農地利用に配慮のうえ、耕作放棄地や農地のり面への発電設備設置の柔軟化。 ・耕作放棄地のうち、将来にわたり営農見込みがない農地に係る、転用手続きの簡素化。	農地法 森林法など	農林水産省
	補助事業で取得した財産の有効利用に係る手続き等の簡素化	・補助事業により設置された農林水産関連施設に太陽光発電施設や小水力発電施設を設置する場合、模様替えの協議の簡素化(届出のみで可とする)、余剰分の収益が農業の振興に資する活用であると認められるものについては、国庫補助返納義務の免除となる規定を創設する。		農林水産省など
	電気主任技術者の配置要件の緩和	・太陽光発電所は静的な発電所であることから、電気主任技術者の設置に関する規制を緩和する。 具体的には、保安規定を満足した上で、1人の有資格者による複数施設の兼任を認めること、1,000kW未満の自家用工作物のように、電気保安協会などへの外部委託を認める。	電気事業法	経済産業省

EOF

自然エネルギー推進への緊急提言

平成23年11月21日

自然エネルギー協議会

平成23年11月21日

自然エネルギー推進への緊急提言

(趣旨)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー法」という。）」が成立し、民間事業者の活動が活発化しているものの、法の施行に合わせて自然エネルギーの導入を加速するためには、「具体的な制度設計」と「規制改革の推進」などの環境づくりが急がれる。このため、自然エネルギー協議会として、次の通り緊急提言するものとする。

1 自然エネルギーの意欲的な目標値の設定

現在、見直しが検討されているエネルギー基本計画において、我が国全体の自然エネルギーの意欲的な導入目標値を定めるべきである。

また、それに至る期限（短期及び中期）を定め、その実現の工程表を作成し必要な政策を早期に実施すべきである。

2 全量買取制度の効果的な制度設計

自然エネルギーの導入を意欲的に推進するためにも、「再生可能エネルギー法」の趣旨に則り、全量買取制度が有効に機能するよう以下の観点で設計すべきである

(1) 買取価格と期間について

全量買取制度の運用開始後、速やかな導入を促すためにも可及的速やかに買取価格及び期間を決定すべきである。

また、価格と期間については、国民生活や経済活動の影響にも配慮しつつ、発電事業者が安定的かつ長期的に発電が可能となるように設定すべきである。特に、法附則第7条の通り、施行から3年間は買取価格に特別な配慮を行い導入を加速すべきである。

(2) 価格見直し時の混乱回避

自然エネルギーによる発電事業を営む場合において、企画・設

計から着工、運用開始に至るまで一定のリードタイムが必要であり、価格が見直される際に混乱が起きないように配慮すべきである。そのため電源の種類に応じて価格改定のロジックを開示し、事前にある程度の期間想定できる価格（太陽光は18ヶ月、その他は36ヶ月以上先の想定など）を発表するなどの運用を行うべきである。

（3）接続ルールの明確化

電気事業者及び政府は、既存の電気事業者と新たに参入する電気事業者との系統連系協議の際、手続き遅滞やトラブルが起きないように、あらかじめ接続ルールの明確化（申請マニュアルや接続不可時のガイドラインなど）、情報開示の徹底（接続が可能な場所や変電所の位置、設備容量や接続に要する費用など、事業計画の企画・立案に役立つ一定の項目について情報の提供を行うなど）を行うことで効率的で透明性・公平性の高い仕組みを構築し、系統接続の円滑化に努めるべきである。

3 地域の意見反映

自然エネルギーは地域によって、有望な電源の種類や賦存量が異なることから、各地域毎の特性に応じた導入への取組が必要である。

エネルギーの地産地消の観点からも、政府はヒアリングの機会を設けるなど、地域からの意見が国のエネルギー政策に反映される仕組みを整えるべきである。

4 送電網への接続義務徹底とそれに付随する措置

自然エネルギーを意欲的に導入し、かつ、電力の安定供給を両立するためにも、再生可能エネルギー法第5条接続義務を徹底するとともに、実効性を高めるためにもその運用ルールや系統の増強措置も検討されるべきである。

系統運用に関しては、不当な接続拒否が行われないよう基本的なルールを確立し、また太陽光や風力といった変動が大きい電源については、広く日本全体で融通させることで、安定化と導入量の増加を両立することが必要である。そのためには、系統の一体的運用など電気事業者同士可能な限りの融通を行うべきであり、政府はそのための法制度上、運用

上の措置を講ずる必要がある。

また、運用だけでなく従来の系統網の再構築や増強が必要である。そのため電気事業者による系統網の増強を促すような措置及び、国の財政的措置を講ずるべきである。

5 自然エネルギー導入に資する技術開発の推進

我が国の電子、機械、情報通信推進分野などの技術基盤を生かし、世界に先駆けた研究や技術開発を進めるべきである。

6 規制改革の推進

政府において自然エネルギーの導入加速に向けた規制緩和の検討が行われており、また、自治体や民間からも様々な提案が行われている。これらの早期具体化を図り、地域特性に応じた自然エネルギーの円滑な導入に向けた規制改革を断行すべきである。

平成23年11月21日

自然エネルギー協議会 会長

岡山県知事 石井正弘